

風しんの追加的対策に係る請求支払業務終了に伴う留意点について

平素より、本会の業務運営に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度より実施しております標記業務について、予防接種法に基づく接種は令和7年3月末までとなっておりますが、本会への抗体検査・予防接種に係る費用の請求は令和7年3月請求分(令和7年2月末までの実施分)をもって終了いたします。

つきましては、留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、御確認のうえ御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 最終提出期日

本会での処理は令和7年3月10日(月)(必着)の提出分(令和7年2月末までの実施分)をもって終了となります。期日までに返戻分や月遅れ分を含め御請求ください。

2. 最終提出期日以降の提出について

令和7年3月11日(火)以降は、被受検者(被接種者)の住所地市区町村へ請求書等を直接提出することとなります。提出方法等については、各市区町村へ御確認ください。

3. お問い合わせ先

情報システム課 システム管理班 TEL: 083-925-2067